施設の利用制限の一部解除について

５月２５日（月）に緊急事態の解除の宣言が出されましたが、基本的な感染防止策の継続が必要であるとされることから、利用の一部を制限させていただきますので､引き続きご協力をお願いします。

利用の許可は、フィジカルディスタンス（身体的距離）の確保、「３つの密」の徹底的な排除、マスク着用や手指消毒の徹底などが担保された上で、とします。

なお、利用申請書を提出する際には、チェックリストも併せて提出してくださるようお願いします。(複数回の申請の場合は、利用の都度、提出してください。)

〇公民館等　　団体利用可（入場制限あり※別紙基準表）
（同一の物品を複数の人で使い回ししないこと。）
〇体育施設等　団体利用可（一部入場制限あり※別紙基準表）
〇図書室　　利用時間制限を解除（入場制限をする場合あり）
〇町民ホール　講演会等で座席を離した利用は可
（入場制限あり※別紙基準表）

【利用許可の条件】

〇１人当たり４㎡のスペースを確保すること。
〇換気の良くない部屋、狭い部屋を長時間利用しないこと。
〇各種競技やダンス等において、人と人との接触が起こらないようにすること。
〇大きな声や近距離での会話・発声をしないこと。(唄、歌唱、コーラス、詩吟など)
〇受付やトイレ等が密にならないよう配慮すること。

【制限の期間】　　令和２年６月１日（月）　～　当面の間

利用申込や問い合わせをする際には、感染防止に係る対策について、各施設の担当者とチェックリストの内容に基づき協議してくださるようお願いします。